

【研修報告】令和6 年度安全運転管理者法定講習

日時：令和6 年6 月25 日

・選任基準

自動車を使用する本拠ごとに1 人を選任

乗員定員10 人以下の自動車5 台以上で選任の必要あり

・安全運転管理者の業務

- 1 運転者の適正等の把握
- 2 運行計画の作成
- 3 交代運転者の配置
- 4 異常気象時の安全運転の確保
- 5 点呼・日常点検等による安全運転の確保
- 6 運転前後の酒気帯びの有無の確認
- 7 酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の常時有効保持
- 8 運転日誌の備付けと記録
- 9 安全運転の指導

・酒気帯び確認の実施について

酒気帯びの有無の確認は原則対面で実施し、目視等により、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で酒気を帯びていないか確認する。加えてアルコール検知器を用いた確認の実施

・酒気帯びの確認の記録について

酒気帯びの確認を行った際は記録し1 年間保存しなければならない